

農業者の皆さんへ

石井町農業者支援給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格や物価の高騰の影響を受けている石井町内の農業者を支援します。

本町農業の持続的な発展を促すため、農業者が負担している固定経費や次期作に向けた資材購入費等への支援として、石井町農業者支援給付金の給付を行います。

給付額： 1 経営体あたり **5万円**



頑張る農業者を
応援します！
兼業農家も対象
です。

給付対象者

石井町内に住所を有する経営体（法人の場合は、主たる事業所が石井町内にあるもの）で、**今後も営農を継続する意思があり**、要件①、要件②のいずれかに該当する方。

要件① 令和3年1月から令和4年10月までの期間に農作物の販売実績があること。

※認定新規就農者については、同期間に販売実績がなくても給付対象。

要件② 令和3年度経営所得安定対策等交付金の交付を受けていること。

※令和3年度経営所得安定対策等交付金の交付を受けた者から営農を承継した者は、同交付金の交付を受けていることとみなします。

給付額

1経営体あたり

5万円

※基本的には1世帯＝1経営体となります。
ただし、親子で完全に経営を分離している場合等は、それぞれで申請が可能です。
また、法人の場合は1法人＝1経営体となります。

申請期間

令和4年10月17日～12月28日まで
(土・日・祝日除く)

申請手続き

◎令和3年度経営所得安定対策等交付金の 交付を受けていない方

次の書類を郵送又は持参により、産業経済課まで提出してください。申請書類は、産業経済課窓口で配付しています。また、石井町ホームページからもダウンロードが可能です。

①石井町農業者支援給付金申請書兼請求書

②誓約書兼同意書

③農作物の販売実績等があることを証する書類

令和3年分青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）【個人の方】、直近の決算期の決算報告書【法人の方】、販売伝票等（仕切書、精算書、荷受票、納品書、領収書、出荷（販売）証明書等）のいずれか

※JA 名西郡に販売実績がある方は、誓約書兼同意書により町から JA 名西郡へ販売実績の照会を行うため提出不要です。

④申請者名義の金融機関の通帳、キャッシュカード等の写し

★加えて、

【令和3年1月～令和4年10月までに販売実績のない認定
新規就農者の方のみ】

⑤青年等就農計画認定書（※③の提出は不要）

【令和3年度経営所得安定対策等交付金の交付を受けた者
から営農を承継した方のみ】

⑥経営を承継したことが確認できる書類（※③の提出は不要）

◎令和3年度経営所得安定対策等交付金の 交付を受けている方

対象者にはあらかじめ印字した申請書類等を郵送します。
必要事項の記入、添付書類をご用意の上、郵送または持参により産業経済課まで提出してください。

- ①石井町農業者支援給付金申請書兼請求書
- ②誓約書兼同意書
- ③申請者名義の金融機関の通帳、キャッシュカード等の写し
(※登録している口座以外に振込を希望する場合のみ)

<問い合わせ先>

石井町役場 産業経済課

電話：088-674-1118

住所：

〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1